

あかり看護センター
指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規程

第 1 条 事業の目的

株式会社 G・I サークルが運営するあかり看護センター（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

第 2 条 指定訪問看護の運営の方針

- 1.事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2.利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3.利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4.事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5.指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 6.前 5 項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生 省令第 37 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第 3 条 指定介護予防訪問看護運営の方針

- 1.事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2.利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3.事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4.事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支

援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5.指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。

6.前 5 項のほか、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省第35号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第4条 事業所の名称等

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 あかり看護センター
- (2) 所在地 〒673-0876 兵庫県明石市東人丸町 22-5

第5条 従業員の職種、員数及び職務の内容

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 看護師 1名〔常勤職員〕 管理者は、主治医の指示に元好き適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令第において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護職員 看護師 2・5人以上（常勤換算） 看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に当たる。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：必要と認められる人数、身体機能の維持等に必要なりハビリテーションを実施するものとし、そのリハビリテーションは医師の指示書及び計画書によるものとする。

第6条 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から日曜日。ただし、12月31日から1月3日までを除く。（リハビリテーションの停止期間）
- (2) 営業時間：8時45分から17時45分とする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話などにより 24時間常時連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応が出来る体制とする。

第7条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容

事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回

復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明 利用者の希望、主治医の指示書及びケアプラン、心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載し利用者に提供する。

(1) サービス内容

- ① 病状・状態の観察
- ② 清拭・洗髪などによる清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテルなどの管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕

(3) 訪問看護報告書の作成

(4) 主治医等関係者への情報提供

第 8 条 指定訪問看護の利用料等

1. 指定訪問看護〔指定介護訪問看護〕を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割の額とする。
2. 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。
3. 死後の処置料は、20,000 円（税込み）
4. 前 3 項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
5. 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びに他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第 9 条 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、明石市、神戸市西区、神戸市垂水区の区域とする。

第 10 条 緊急時における対応方法

1. 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに連絡を行い指示を求める等の必要な処置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の処置を講じるものとする。
2. 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市区町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
3. 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。（虐待防止のための措置）

第11条 虐待防止のための措置

- 1.事業者は、利用者様等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、以下の措置を講じるものとする。
 - (1)事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2)事業所における虐待防止のための指針の整備を行う。
 - (3)事業所において、職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4)(1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2.事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するように努めるものとする。

第12条 業務継続計画の策定

1. 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じるものとする。
2. 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
3. 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 4.

第13条 衛生管理等

事業者は、事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、以下の措置を講じ

るものとする。

- (1)職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- (2)指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- (3)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね年に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底しています。
- (4)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

第14条 苦情処理等

1. 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの苦情にかつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、法第23条の規定により市町村 区が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市区町村の議員からの質問若しくは照会に応じ、及び市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。 本事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に従って必要な改善を行うものとする。

第15条 その他運営に関する留意事項

1. 本事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用3カ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
2. 従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. 事業者の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供はさせないものとする。
5. 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
6. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団誠智会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和1年10月1日から施行する。

この規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

あかり看護センター

兵庫県明石市東人丸町 22-5